

新ストップ!過労死 2017年7月15日発行 全国ニュース 第4号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL: 03-3813-6909 FAX: 03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL: 06-6364-3300 FAX: 06-6364-3366

◆HP: <http://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭挨拶】 3年間の活動を踏まえて、過労死ゼロへ 向けて一層の取り組みを

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事
過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博



過労死等防止対策推進法（過労死防止法）が成立してから3年を経過し、当センター設立からもうすぐ3年を迎えることになります。この1年間は、以前にも増して過労死が大きな社会問題となり、過労死を防止する国民世論が高揚しました。

この世論の高揚は、直接的には、高橋まつりさんの労災認定公表が契機となりましたが、その背景には、長年にわたる過労死防止法制定運動の取り組み、法律成立後の社会に対する啓蒙活動の取り組みの蓄積があったと考えます。

とはいえ、最近厚生労働省から発表された平成28年度過労性疾患・過労死の労災認定状況にも示されているように、職場の厳しい現実の下で、依然として被害の発生が続いています。当センターとしては、今後1年間、とくにつぎのような点につき活動を強化したいと考えます。

第1に、11月の各地シンポジウム開催、学校への出張講義等、社会的啓蒙活動について、内容・規模ともより一層高い水準に発展させることを目指して、当センターの英知を結集し、また、諸団体との連携を強化していく。

第2に、現在の政府の働き方改革の方向は、過労死をなくすことや長時間労働を解消することに実効性があるとは言えず、むしろ、過労死を助長する危険性があることを踏まえ、関係法令の改正につき必要な提言と活動を続けていく。

第3に、業種別、職種別の過重労働・過労死の実態を明らかにし、職場の改善を目指す取り組みを強化する。たとえば、働き方改革案で長時間労働規制の対象外とされている建設、運送、医師等については法改正との関係も意識して、社会に問題提起を行う。学校教員の長時間労働の削減について文科省とも適切に連携して取り組みを進める。21世紀の長時間労働の象徴となっているSEの職場改善に引き続き取り組む。医療・介護などの深夜交替制勤務の過重性について認識を深め、過重労働をなくす取り組みを進める。

第4に、東京五輪など国家的行事の準備・実施によって、労働者の命と健康が損なわれないよう、実態をよく把握して、改善のための問題提起を社会に発していく。

第5に、以上の諸活動をおこなうために、当センターの財政活動等の改善をはかり、事務局などの組織体制を充実させる。

以上

<目次>

【巻頭挨拶】3年間の活動を踏まえて、過労死ゼロへ向けて一層の取り組みを 過労死防止全国センター 代表幹事 川人 博	…… 1 p
【寄稿】過労死等防止対策の推進について 厚生労働省労働基準局総務課長(過労死等防止対策推進室長) 村山誠	…… 3 p
「働き方改革実行計画」について全国センターが「意見」を表明 過労死防止全国センター 代表 森岡孝二	…… 4 p
本年6月17日「過労死110番」全国電話相談活動の報告 過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 川人 博	…… 6 p
過労死防止学会第3回大会の概要 過労死防止学会代表幹事 森岡孝二	…… 7 p
神奈川過労死等を考える家族の会発足のご挨拶 神奈川過労死等を考える家族の会 代表 工藤祥子	…… 9 p
【特集1】<過労死防止啓発シンポジウム>平成28年度の結果が出揃う	…… 10 p
〔①北海道〕北海道過労死防止シンポジウムの報告 弁護士 皆川洋美 (北海道)	…… 10 p
〔②宮城〕過労死防止の成功事例から学ぶ——過労死防止シンポジウム宮城会場のご報告 東北希望の会 前川珠子 (宮城)	…… 11 p
〔③千葉〕幅広い団体に呼びかけ、127名が参加——千葉シンポジウムの報告 東京過労死を考える家族の会 吉村りよみ	…… 12 p
〔④福井〕ワークライフバランス実現に向けて——過労死等防止対策推進シンポ(福井)の報告 弁護士 海道宏実 (福井)	…… 13 p
〔⑤愛知〕大好評だった岡田康子さんの講演——啓発シンポ愛知会場 弁護士 岩井羊一 (愛知)	…… 13 p
〔⑥熊本〕震災復興とこころの健康・過労死を考える——熊本シンポのご報告 弁護士 菅 一雄 (熊本)	…… 14 p
〔⑦高知〕高知の自主シンポジウムの報告 弁護士 谷脇和仁 (高知)	…… 15 p
〔⑧香川〕過労死防止啓発シンポジウム(香川県)の報告 弁護士 藤本隆英 (香川)	…… 16 p
〔⑨福島〕福島県相馬市で閣僚経験者を招いて過労死防止シンポジウム開催 弁護士 土井浩之 (宮城)	…… 17 p

【特集2】 過労死防止啓発授業が本格的に始まる	…… 18 p
過労死防止の啓発授業 初年度は87回、6450人が授業に参加	…… 18 p
過労死防止全国センター事務局長 岩城 稔	
厚労省の「ワークルールのモデル授業案」に「過労死の授業」が加わりました	…… 18 p
全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西笑子	
講師経験者の感想・報告	
〔①〕 一人でも多くの学生に伝えたい	…… 20 p
過労精神疾患当事者 木谷晋輔 (東京)	
〔②〕 中学・高校での出張授業を経験して	…… 20 p
弁護士 山下敏雅 (東京)	
〔③〕 過労死防止授業の講師を担当して	…… 21 p
弁護士 中川匡亮 (愛知)	
〔④〕 過労死遺族として啓発授業に出向いて	…… 22 p
大阪過労死を考える家族の会 小池江利	
〔⑤〕 過労死等防止啓発授業で感じたこと	…… 23 p
大阪過労死を考える家族の会 西岡佳恵	
編集後記	…… 23 p
【資料】 過労死等防止対策推進シンポジウム開催実績一覧	…… 24 p

【寄稿】 過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長(過労死等防止対策推進室長)

村山 誠

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご案内のとおり、労働基準法制をめぐって過労死等防止の観点から大きな動きが進んでおります。本年3月13日に、一般社団法人日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会の「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」がなされた後、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において、政務使による提案がなされ、3月28日に決定された「働き方改革実行計画」には、罰則付きの時間外労働の上限

規制の導入、労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化などの長時間労働の是正に向けた内容が盛り込まれました。

これを受けて、4月から労働政策審議会(労働条件分科会、安全衛生分科会)において、具体的な法律改正に向けての議論が開始され、6月には、労働政策審議会から、厚生労働大臣に対し、労働基準法や労働安全衛生法等の改正を求める建議が行われました。現在、建議を受け、法制化の作業を鋭意進めているところです。

また、長時間労働対策については、現在、「過労死等ゼロ」緊急対策(平成28年12月26日厚生労働省長時間労働削減推進本部決定)に基づき、全国の労働基準監督署において、違法な長時間労働を許さない取組や、メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化等を実施しており、引き続き、過労死等防止対策推進協議会での御議論等も踏まえつつ、過労死等防止対策の推進に向けて尽力して参ります。



昨年の全国センター総会で挨拶される村山氏

また、現在、平成29年版「過労死等防止対策白書」の作成に取り組んでおりますが、本白書には、平成28年度に実施した過労死等の実態を解明するための調査研究結果のほか、過労死等防止に向けた啓発や監督指導の実施状況などの取組を中心に記載する予定です。

平成29年版白書では、昨年引き続き、「全国過労死を考える家族の会」を始め、過労死等防止対策に取り組む民間団体の皆様の取組をコラムで紹介する方針を打ち出したところ、さっそく皆様からコラムをご寄稿いただいたことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

白書を通じて、より一層、国民の皆様が進みますよう、関係省庁や労使団体等と連携を密にして、平成29年版の白書作成に取り組んでまいります。

さらに、過労死等防止対策推進全国センターの皆様にも多大なる御協力をいただき、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、今年度は47都道府県48会場で、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催する予定であり、現在、各会場の御担当者と調整、準備を行っております。

す。初の全都道府県での開催ということで、過労死等ゼロを実現するために、一層の機運醸成を図りたいと考えておりますので、益々の御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、8月9日には、厚生労働省の委託事業としては2回目となる、過労死遺児交流会（「かいじゅうの会」）を開催する予定です。昨年度は冬休みの開催でしたが、今年度は夏休みの開催とし、より多くのお子様、保護者の皆様に御参加いただき、喜んでいただくことができるよう、現在準備を行っているところです。「全国過労死を考える家族の会」の御参画、御協力に対して、厚く御礼申し上げます。

そして、昨年度から厚生労働省の委託事業として実施しております、過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）につきましても、「過労死弁護士全国連絡会議」、「全国過労死を考える家族の会」等の皆様の御参画、御協力をいただいて実施しているところです。授業を受けた生徒・学生からは、「実際の事例を詳しく知ることができて、過労死等防止のために、働く時、どのような点を注意すべきかよくわかった。」旨の感想が寄せられており、過労死等を

はじめとする労働問題や労働条件の改善等について理解を深めてもらう重要な機会となっていると認識しております。昨年度は59校、87回の実施でしたが、今年度は、200回を目標としておりますので、引き続き、御協力のほど、よろしくお願いたします。

最後になりますが、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念するとともに、今後皆様との連携の下、一層の取組を進めていくことをお約束申し上げます。私の挨拶といたします。

「働き方改革実行計画」 について全国センター が「意見」を表明

平成29年3月28日、政府の第10回「働き方改革実現会議」が開催され、「政労使合意」にもとづく時間外労働（残業）の上限設定を中心とする「実行計画」が発表され、これを踏まえ、同年6月5日、労働政策審議会は厚生労働大臣に対し、「時間外労働の上限規制等について」と題する建議を行いました。

上記「実行計画」は、過労死の防止と過重労働の解消を求める観点から見過ごせない危険を含んでいます。そこで、過労死防止全国センターは同年4月19日付けで、以下のとおり「時間外労働の上限設定に関する「実行計画」についての意見」を表明しましたので次ページに紹介します。

時間外労働の上限設定に関する「実行計画」についての意見

2017年4月19日
過労死防止全国センター 代表 森岡孝二

殺が起きている。

となっている。

去る3月28日に政府の第10回「働き方改革実現会議」が開催され、「政労使合意」にもとづく時間外労働（残業）の上限設定を中心とする「実行計画」が発表された。これは過労死の防止と過重労働の解消を求める観点から見過ごせない危険を含んでいる。

を別枠にしている。その結果、年間最大960時間（80時間×12か月）も可とされる。また、月45時間の基準も、1日9時間の法定休日労働が月4回あれば、容易に月80時間超となる。

3 過労死は月100時間未満の残業でも多発

1 特例温存の制度設計
「実行計画」は、時間外労働の限度を「原則として、月45時間、かつ、年360時間」とするとしているものの、特別条項付き36協定を温存し、「臨時的な特別の事情がある場合」は、特例として年720時間以内、単月100時間未満、2〜6か月平均80時間以内の時間外労働を可とする制度設計になっている。

2 年間最大960時間を許容
「実行計画」は月100時間や複数月平均80時間は休日労働を含むとしながら、月45時間、年360時間、および年720時間は法定休日労働

4 深夜交替制勤務の過重性を無視

「実行計画」では深夜交替制勤務の過重性がまったく考慮されていない。看護・介護などの時間外労働は、月45時間でも相当にきつく、本来ゼロにすべきで、特段の事情ある場合にも、1日1時間以内、月20時間以内の範囲で認めることが望ましい。厚生労働省は深夜交替制勤務に関する統計調査を定期的に実施すべきである。

5 法定労働時間のいっそうの空洞化

「実行計画」は1日8時間・1週40時間を超える延長の上限を定めていないので、1日10時間の残業（実働18時間）を10日続けてさせることも法的には許容する。法定労働時間の基準が、残業代の支払基準を別とすれば、ベースの「1週40時間・1日8時間」に縛られない「月45時間・年360時間」に置き換えられ、さらに繁忙や納期を理由として「単月100時間、複数月80時間、年720時間」に多層化されるので、1日と1週の基準をこれまでに以上に形骸化し、男性正社員が平均1日10時間、1週50時間働く現状を法認する（＝放任）するもの

6 36協定の実態を無視して延長時間の引き上げを誘発

厚生労働省「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」および「過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業報告書（みずほ情報総研、2015年度調査）」によれば、特別条項付き36協定の9割は延長の上限を月100時間未満にしている（延長の月平均は両調査とも78時間）。それだけに、「100時間未満」の上限設定は、特別条項付き36協定を締結している企業の大部分において延長時間の引き上げを誘発する危険が大きい。

7 残業限度基準に関する適用除外制度の見直しを先送り

これまで建設事業や運転業務や研究開発業務は、時間外労働の延長の限度基準の適用が除外されてきたために特別に労働時間が長く、過労死が多発してきた。そのために適用除外制度の見直しが求められてきたが、「実行計画」では、新たに加えられた医師の業務とともに、少なくとも向こう5年間は適用除外制度の見直しが先送りされた。

8 罰則強化、割増率引き上げ、監督官の大幅増員を回避

今回の「実行計画」では、長時間労働の解消のための懸案の課題であった違法な時間外労働に対する罰則の強化も、時間外労働の割増賃金率の引き上げも、労働基準監督官の大幅な増員も回避されている。

9 過労死防止法に逆行

同法の規定では、厚生労働大臣は大綱の作成・変更や法の見直しに際して、「過労死等防止対策推進協議会」の意見を聴くことになっている。協議会では大綱策定にあたって36協定の見直しや勤務間インターバル休息規制の導入についても議論した。しかし、今回の「実行計画」にしたがえば、今後は労働時間制度のそうした見直しを議論することさえ封じられる恐れがある。

10 私たちの要求

私たちは、労働者のいのちと健康および家族生活を守る立場から、今回打ち出された「実行計画」に反対し、政府・厚生労働省に対して以下の5点の実現を強く求める。

- (1) 1日8時間、1週40時間の法定労働時間を基本として、現行の36協定による時間外労働の限度に

関する基準(週15時間、月45時間、年間360時間)を労基法に明記し、追加的延長のための特別条項を廃止する。

(2) EU(欧州連合)並の勤務間インターバル休息規制を導入する。

(3) 建設事業、運転業務、研究開発業務などに関する残業の上限規制の適用除外制度を速やかに廃止する。医師の業務の適用除外扱いはしない。

(4) 上限規制の実効性を確保するために、使用者に正確な労働時間の把握・記録・保存を義務づける。

(5) 違法な時間外労働に対する罰則の強化、時間外労働の割増賃金率の引き上げ、および労働基準監督官の大幅な増員を実施する。

(6) 深夜交替制勤務についての統計調査を定期的に実施する。

(7) 「高度プロフェッショナル(残業代ゼロ)制度の創設」と「企画型業務裁量労働制の拡大」を撤回する。

また、現行の裁量労働制が労働時間管理を弱め長時間労働を助長する機能を果たしていることから、その廃止を含め、抜本的な改革を実施する。

以上

本年6月17日「過労死110番」全国電話相談活動の報告

過労死弁護士全国連絡会議 幹事長 川人博

今年の「過労死110番」全国一斉電話相談は、6月17日に全国32都道府県で行われた。1988年6月以来、6月の一斉相談は今回で30回目、相談件数は計281件である。

寄せられた相談には、次のようなものがあった。

過労死予防・過重労働等相談 197件
(内訳) *重複回答有
長時間労働 113件
深夜勤務 14件
パワハラ 53件
その他 75件

「小学校教諭の娘が、長時間労働が続いており、休日出勤もしている。職場も人員不足であり、他のクラスもこなしているため、毎日疲れた様子で、うつ病ではないかと心配している。」(40代女性・小学校教諭・親族からの相談)

労災補償相談(死亡または療養) 49件(うち死亡19件)
(内訳)
脳・心臓疾患相談 13件
自殺・精神疾患相談 28件
その他のストレス疾患相談 3件
その他 5件(うち死亡0件)

「友人が、夜中まで働いても残業をつけれない部署に異動した。午後7時以降は、残業するなど指示されているようだが、公式記録に残らないよう、電気を消してパソコンの灯りで仕事をしていると聞いているので、体を心配している。」(40代男性・営業・友人からの相談)

「息子が月150時間以上の残業をしているが、残業時間が50時間しかつけられず、残業代も未払いになっ

ている。毎日眠そうにしており、3か月で10キロ以上も痩せてしまったので、職場環境を改善してほしい。」(20代男性・建設業・親族からの相談)

「前職場で時間外労働が月160時間あり、体調を崩して転職したが、今も時間外労働が月100時間あり、体調を崩さないか心配。」(医師・本人からの相談)

「先月、遺書を残して自殺。春に異動し、負担が過重になって落ち込んでいた様子だった。」(男性・公務員)

「アルバイトだった息子が、長時間労働のほか、クレームの責任を押し付けられ、パワハラを受けて、自殺した。」(20代男性・飲食業)

「夜間作業や残業が多く、脳溢血で倒れてしまい、数か月間療養した。労災認定され、仕事に復帰したが、現在も人手不足で仕事量が多いため、再発しないか不安がある。」(30代男性・建設業)

「先月、急性大動脈解離で夫が死亡。帰りは終電に間に合わず、帰宅が午前1〜2時になるのが通常だった。」

50代男性・エンターテイメント業)

「脳梗塞を発症して半身不随になり、退院した月にも駅で倒れた。今年の年末年始も仕事をしている。」(男性・SE)

「出勤が夜中の1時、遅くても午前5時。運送中に追加の指示があると帰宅できないことも。現地で荷物を運搬中に脳出血を発症して入院中に退職させられた。」(40代男性・運送業)

「残業とパワハラでうつ病になり休職中。労基署も組合も会社も消極的で動いてくれない。」(40代女性・介護職)

このように、依然として大変厳しい職場環境のもとで多くの人が苦しんでおり、病気になる、死亡にまで至るケースが多い。また、労働基準法違反、ひどいパワハラなど、違法で不当な労務管理が続いている。これらの相談結果を踏まえて、職場の環境を改善する取り組みと、被害者の救済のための取り組みを、強化したい。

過労死防止学会第3回大会の概要

過労死防止学会 代表幹事 森岡孝二

2017年5月20(土)〜21日(日)、専修大学神田キャンパス

において、過労死防止学会第3回大会が開催されました。大会事務局の暫定的な集約では、参加者は初日が117名(会員84名 非会員33名)、2日目の新たな参加者を合わせると合計153名(会員92名 非会員61名)でした。

が行われました。

へ司会・黒田兼一(明治大学教授)、粥川裕平(かゆかわクリニックス院長)・

・川人博(弁護士)「若者の過労自死事案の特徴と予防の課題」

・広瀬俊雄(産業医)「医師・医学生対象の「過労死・過重労働」研修会を通じての予防活動について」

・澤路毅彦(朝日新聞編集委員)「電通事件と若者の労働環境をめぐって」

へ予定討論者

・久保直純(松山市新入職員過労自殺事件家族)

・今野晴貴(POSSE代表、『ブラック企業』著者)

・中沢誠(東京新聞記者、『過労社会』著者)

●2日目の午前(9:30〜12:00)は、あらかじめ設定した第1から第4までの分科会で、過労死・過労自殺の多い運送業、医療・介護、情報、教員の4業種を取り上げ、会員から報告希望にもとづいて第5分



5月20日 特別シンポジウム



5月21日 共通論題

科会で長時間労働と労働時間管理の問題を特設しました。第4分科会では韓国からの報告がありました。以下に各分科会の報告者と演題を書いておきます。参加者は分科会によつてばらつきがありますが、総計で約100名でした。

第1分科会 道路貨物・旅客運送業の過重労働と過労死・過労自殺

〈司会 司会：森岡孝二（関西大学名誉教授）〉

- ・川村雅則（北海学園大学教授）「バス運転者の働き方と、研究上の課題」
- ・松丸正（弁護士）「過労死事案からみた道路貨物運動業の過重労働」
- ・色部祐（いの健東京センター）「タ

クシー会社の運行管理者の脳血管疾患についての検討」

第2分科会 医療・介護・福祉分野の労働実態と過労死・過労自殺

〈司会：中原のり子（過労死家族の会）〉

- ・佐藤誠一（北海道いの健センター）「新卒看護師の過労自殺事件から看護師の勤務改善を考える」
- ・杉山・安部・松田・大利（都庁職病院支部）「新人看護師の超勤実態と過労」
- ・池田一慶（介護・保育ユニオン職員）「ケースワーカーの過重労働について」
- ・介護保育ユニオンの現場から」

第3分科会 情報通信産業の長時間労働と過労死・過労自殺

〈司会：伍賀一道（金沢大学名誉教授）〉

- ・西垣迪世・木谷晋輔（過労死家族の会）「富士通 SSL システムエンジニア過労死事件」
- ・北野眞一（情報労連政策局長）「IT業界における長時間労働とその対策」

・北 健一（ジャーナリスト、『電通事件』著者）「電通事件から見た広告産業」

第4分科会 教員と公務員の公務災害〈司会：成瀬龍夫（滋賀大学名誉教授）〉

- ・工藤祥子（東京家族の会）「公務災害制度に係る諸問題及び教師の働き方の現状と問題点」
- ・尾崎正典会員（静岡家族の会）「教育現場における教諭の過労死防止の安全対策について」
- ・木村和子（静岡、被災者家族）追加報告1、田村和男（大阪家族の会）追加報告2
- ・ガン・ミンジョン、韓国勤労福祉研究所）、オ・ビンナラ（法律事務所人権代表弁護士）「韓国の公務員の過労死・過労自殺問題について」

第5分科会 長時間労働と職場の労働時間管理

〈司会：山縣宏寿（諏訪東京理科大学専任講師）〉

- ・小森田龍生（専修大学講師）「労働者の抑うつ感情の規定要因に関する検討」
- ・渡部あさみ（青森大学専任講師）「日本の労使は労働時間をいかに扱ってきたのか」
- ・高田好章（基礎経済科学研究所員）「派遣労働者の過重労働と労働時間についての一考察」

●2日目午後（13:00～16:30）の共通論題では以下の3人の報告と2人の予定討論があり、会場出席者を交えた質疑応答では初日の特別シンポジウムに活発な議論がありました。

共通論題 「第1回『過労死白書』と調査研究から見えてくるもの」

〈司会：岩城穰（弁護士）、寺西笑子（過労死家族の会）〉

- 〈報告者〉
- ・佐藤 靖夫（厚労省労働基準局総務課 過労死等防止対策企画官）「平成28年版 過労死等防止対策白書の概要」
- ・水野谷武志（北海学園大学教授、経済統計学）「第1回過労死白書の総合的評価と批判」
- ・長井偉訓（愛媛大学名誉教授）「過労死問題の研究動向と比較分析のための試論」中国の現状と学会動向にふれて」

〈予定討論者〉

- ・中野淑子（過労等防止対策協議会前委員、公務災害担当）
- ・松浦 章（兵庫県立大学客員研究員、元損保労働者）

神奈川過労死等を考える家族の会発足のご挨拶

神奈川過労死等を考える家族の会 代表 工藤祥子

2017年5月25日、「神奈川過労死等を考える家族の会」を発足いたしました。

神奈川県では3年前からシンポジウムを行ってきましたが、ちょうど3年半前、会議室に東京家族の会、過労死弁護団、各民間支援団体のメンバー10名ほどが初めて顔を合わせ、どのようなシンポジウムにしたいのかと話し合いが始まりました。

話し合いが進むうちに、過労死で被災した方々との面談と共に、現在長時間労働やパワハラなどで精神疾患を発症している方々、不当な扱いを受けようしたらよいか分からない方々など、沢山の労働被災者の方の事例や悩みをお伺い致しました。

行って参りました。

そして、こんなに大都市で沢山の被災者、過労死、過労自死が絶えない神奈川県で何か窓口が出来る、精神的にも実務的にも支援することが出来ないかと会議に会議を重ね、全国14番目の家族の会として「神奈川過労死等を考える家族の会」を発足させることが出来ました。

メンバーの労働による被災者を無くそうという真剣な思いとチームワーク、そして多くの方々のご支援を受けて出来た会だと思っております。

2年前より、メンバーで、手探りで被災者との交流会など、現在実際に労働被害にあつて悩んでいる方やそのご家族が過労死、過労自死に至る前に何とかサポートが受けられ、「死んでしまう仕事」ではなく「生きるための仕事」が出来るお手伝いをとこだわった会です。過労死防止の法律が出来た時、超

党派議連の方々の大きなサポートがあったように、命の問題は超党派で喫緊に取り組まなくてはならない問題です。

それを実現していく様な神奈川の会でありたいと思っております。

5月25日の発足のつどいにお越しいただきました皆様には厚く御礼申し上げます。お蔭様で当日は予想をはるかに上回る101名ものご参加を頂きました。

当日は、労働局、連合、労連さまからのご挨拶、川人弁護士士の基調講演と共に、全国過労死を考える家族の会・寺西笑子代表、東京過労死を考える家族の会・中原のり子代表にお越しいただきました。

また、過労死等防止対策推進法などで大変お世話になっております山井先生が駆けつけて下さり、県議会議員の方々、様々な団体の方のご出席を頂きまして、私も大変気の引き締まる思いでした。

川人先生からは家族の会と過労死弁護団の歴史を、貴重な当時の映像を交えながらの楽しく分かりやすいお話を頂きました。

寺西代表、東京の中原代表より、温かく力強い激励のお言葉も頂きました。

発足

から1

か月が

経ち、

現在

11月

2日に

行われ

るシン

ポジウ

ムの話し

また、

7月9日には第1回目の家族の会会員の顔合わせ兼交流会を開催いたします。

神奈川県は、過重労働を原因とする労災申請件数、認定件数が、いずれも全国の件数の約1割を占めているという、全国でも有数の「過労死県」とも言われています。

神奈川県内で労働に関わられている関係団体の皆様ともご協力いたしながら、不幸にして過労死で大切な主人を無くしてしまった私の様な事が無い様に、今必要な活動をしていきたいと思っております。

出来たばかりの会ですので、全国の皆様に教えて頂く事が多いと思いますが、「神奈川過労死を考える家族の会」をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

あいさつをする工藤さん



基調講演をする川人弁護士

【特集1】各地の地方センターの結成と活動の紹介

前号（平成29年1月16日発行）でもお伝えしたように、過労死防止法施行後3年目を迎えた平成28年度の啓発シンポジウムは、国主催が42都道府県43会場（東京での中央会場を含む）で開かれ、合計4802人（講演者・スタッフを除く）が参加しました。前年度の29都道府県29会場、参加者2704人から大幅に増加しました。前号時点では未開演であった熊本も加えた最終結果（開催順）は、24ページのとおりです。

また、自主開催が未了であった沖縄（8月20日）、鹿児島（12月10日）、高知（1月21日）、香川（3月6日）、福島（4月16日）でも自主開催が実現したことから、今年度は全47都道府県で国開催でシンポジウムが開催される見通しとなりました。

紙幅の関係ですべてのシンポジウムの報告はできませんが、前号の中央、青森、神奈川、新潟、静岡、京都、大阪、兵庫、山口、島根、大分（以上、国主催）、鹿児島、沖縄（以上、自主開催）に続き、本号では北海道、宮城、千葉、福井、愛知、熊本（以上、国主催）、高知、香川、福島（以上、自主開催）の報告を掲載します。

〔①北海道〕北海道過労死防止シンポジウムの報告

弁護士 皆川洋美（北海道）

2017年も半ばを過ぎましたが、2016年11月23日の北海道シンポジウムの報告をさせていただきます。

前年にちょうど和解が成立したことから、基調講演は、「ワタミ事案から過労死防止を考える」と題し、玉木一成弁護士から報告をいただきました。同報告では、被災者が亡くなる直前にいかなる労働実態であったのかということについての、家族の執念ともいえるべき労働時間とその内容に関する図表の作成が大変印象的でした。また、この事件のような解決が容易に得られることはないという事実も、弁護士が、単なる認諾判決で終わらせて真相究明ができないことを避けるための賠償額の設定から、和解条項としてウェブサイトにの広告や、別の従業員への支払などの条項を和解の席に持ち出すこともありうるということがわかっただけでも、大きな教訓であったという声も聴かれました。

今回のシンポジウムの特筆するべき点は、何を差し置いても、取材する報道陣の多さではなかったかと思えます。新聞だけではなく、テレビの取材、雑誌の取材もあったことがわかりました。

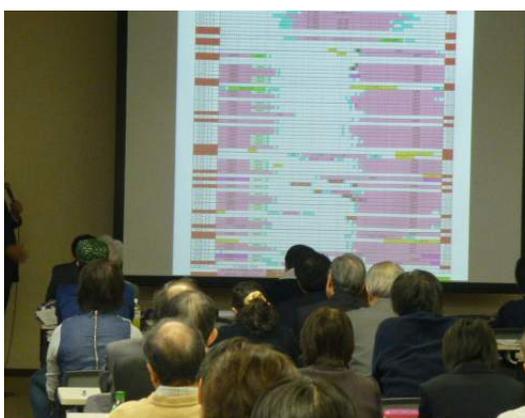


発言する皆川弁護士

北海道で過労死等問題を取り組んでいて、近年多いと感じられるのは、医療関係者、なかんずく新人看護師の自死事件で

す。過労死家族の会にかかわっているだけでも複数の自死事件があります。その中の1つについて、訴訟等のタイミングも重なり、シンポジウムの前から報道機関が新人看護師の自死事件に興味をもち、私がコメントをすることになっている自死遺族を追って取材をしていました。そしてシンポジウムにも同じような意識の報道陣が多く訪れ、実際に取材・撮影をしていきました。その結果、11月末には過労死問題特に新人看護師の過労自死問題に関する特集番組が組まれるなどしました。

また、このことをきっかけに、報道機関と過労死問題に関するつながりが生まれ、時間外月100時間という上限規制の問題についての記事



北海道会場の様子

の取材を受けることとなったり、私が過労死啓発講義をしていることについて、地方紙で大きく取り上げられたりということもありました。

そのほか、報道機関は事前申し込みをしていますが、一般の参加者でも申し込みのなかった方が少なくなく、事前の予想を超えた多くの方がたが集まったこと、過労死啓発講義を受けた学生の参加があったこともひとつの成果でした。

しかし、やはり人数が他都府県に比べて少ないこと、事業者からの出席者が少なかったことは否めませんでしたので、2017年のシンポジウムでは、今回できなかったことをひとつひとつ挑戦し、少しでも多くの参加者を得られるように、ひいては、北海道での過労死問題の啓発が進むようにとの目標のもと、各方面との協力体制を敷きました。

今回は、この狙いについての良い報告ができるよう、2017年も頑張ります。

〔②宮城〕 過労死防止の成功事例から学ぶ

過労死防止シンポジウム宮城会場のご報告

東北希望の会 前川珠子

2016年11月26日、エルパーク仙台スタジアムにて、宮城県における過労死等防止対策推進シンポジウムが、113名の参加者に恵まれ、盛況のうちに開催されました。多くの皆様のご協力を賜り、ありがとうございました。

例年通り、労働局労働基準部監督課長の鈴木聡氏にご挨拶をいただきました。

今回の宮城のシンポジウムのテーマは、「過労死防止成功事例に学ぶ」です。まず臨床心理士小林智先生から「解決思考の労働関連自死対策」離脱事例の聞き取りから」と題し、のちに出てくる当事者の方への聞き取り調査をもとに、過労死防止に有効な手段、考え方にはどのようなものがあるかについての報告があり、また、同じく臨床心理士の三道なごさ先生からは「過労死防止事例に学ぶ」として、実際の過労死防止事例についての研究報告をいただきました。

過労死から生還した例は、実際はたくさんあるのですが、本当に

ひどい場合（残酷なパワハラ、セクハラがあった、メンタル障害がひどく働けないなど）しか表面化しませんが、そのギリギリの例に学ぶ大変貴重な報告でした。それを踏まえて弁護士土井浩之先生がコーディネーターとなり、過労死寸前まで行きながら直前で生還することのできた三人の労働問題当事者の方（声のみ）、希望の会前川、ワーカフェ代表佐々井悠也氏とともにパネルディスカッションを行い、危機的状況において、何が生死を分けるのかについて会場でシェアしました。もちろん、すぐに解決できる問題ではありません。

三人の当事者の皆さんはそれぞれに鬱などの事情を抱えており、お話しするのもつらい状況だったと思います。しかしリアルな体験には人を動かす力があり、会場からもたくさん共感の声をいただくことができました。わたし自身遺族の会の代表として活動していますが、過労死問題の本当の当事者、被災者は、遺族の場合には亡くなった本人であり、生きている場合は社会で働いている皆さん

ご自身です。ただ過労死の悲惨さを訴えるだけでなく、皆に共通する重大な問題として、過重労働やその結果として起こるメンタル障害がないをひきおこし、それがどのように死につながっていくのか、そこにはどのような段階があり段階ごとにご自身の介入が可能なのか、について考えるための有意義な時間となりました。この三人のお力で、過労死をより身近に感じていただけたのではないかと思います。

2015年に引き続き、ラストはシンガーソングライターあんべ光俊さんをお願いしました。人のぬくもりを感じるあんべさんの声



宮城会場の様子

が、シンポジウムの重いテーマをやらわらば会場をあたたかななものに変えてくれていました。関わってくださったすべての方に感謝しております。今年もまた、頑張りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔③千葉〕 幅広い団体に呼びかけ、127名が参加——千葉シンポジウムの報告

東京過労死を考える家族の会 吉村りよみ

2014年度は「少人数でいいから千葉でも自主シンポをやってほしい」とのことだったので、平日夜、尾林芳匡弁護士に講演していただき35名で開催しました。

2015年度は「目標200名でやってほしい」とのことだったので、いのちと健康を守る千葉県センターの中林正憲さん、千葉過労死弁護団の三宅貞信先生と相談しながら、平日後に開催し、新日鉄君津の産業医宮本俊明先生、東京新聞の中澤誠さん、三宅先生に講演とパネルディ

スカッションをしていただきました。大変充実した内容でした。参加者は約100名でした。

2016年度は、中林さん、三宅先生と相談し、「他県のように実行委員会を作って、たくさん参加してもらえようしよう」ということになりました。千葉過労死弁護団の湯川芳朗先生に「実行委員会参加のお願い文」を作っていたいただき、千葉労働局からいただいた「関係団体一覧名簿」の団体を訪問し参加のお願いをしました。

千葉シンポのチラシに協力団体として名前を入れてくださったのは、千葉産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、千葉労災職業病対策連絡会、千葉土建、千葉過労死弁護団です。実行委員会にはその他に千葉労働局主任、千葉県経営者協会専務理事、千葉県商工会議所連合会事務局次長が来てくださいました。

12月3日土曜日13時30分からのシンポジウムは、千葉労働局

長、産業保健支援センター、連合千葉、千葉労連の挨拶のあと、千葉労働局監督課長が20分にわたって千葉県内の現状や対策について説明し、次にポートスクエア柏戸クリニックの瀧澤弘隆医師が「過重労働による脳心臓疾患発症のメカニズム」について、千葉過労死弁護団の島貫美穂子先生が「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のために何が必要か」について分かりやすく講演してくださいました。最後に過労死遺族の中野淑子さん、渡辺淳子さん、過労疾患当事者の木谷晋輔さんの体験談が127名の参加者の胸を強く打ちました。参加者は企業の労務担当者や労働組合関係者がそれぞれ30%を占めていたようです。

2017年度は担当を中林さんに代わっていただきました。今年度の実行委員会にも千葉県経営者協会、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連等から来てくださり、11月18日土曜日午後、長時間労働問題をテーマに開催することになりました。労働時間についての判決など千葉過労死弁護団の弁護士さんの講演や、長時間労働の改善に取り組んでいる企業の労務担当者からの報告はどうかなど話し合っています。



千葉会場の様子

〔4〕福井〕 ワークライフバランス実現に向けて

過労死等防止対策推進シンポ(福井)の報告

弁護士 海道宏実(福井)

2016年11月27日、13時半から16時40分まで、福井市内のフェニックスプラザ地下大会議室で、福井県・福井弁護士会の後援、全国過労死を考える家族の会・過労死等防止対策推進全国センター・過労死弁護団全国連絡会議・福井過労死弁護団の協力で開催されました。

昨年は企業関係者の参加が少なかったこともあり、今年も、企業として具体的な長時間労働削減に向けて取り組んでもらう契機にしてもらいたいとの趣旨から、講演①として、実際に、残業時間半減、利益162%で、出生率2.7倍を実現させたセントワークス(株)の中心となった一之瀬幸生氏を招いて、ライフワークバランスとは何か、自社での取り組みの考え方と具体的な取り組み(朝・夜メール、部署毎にカエル会議、アクションプラン、WLB目標)、講演者自身の時短勤務と子育て関連についてPPTを利用してビジュアル的にわかりやすく実践的な話をしていただきました。続いて、講演②として、城北病院医師の服部真氏に、過労死

の仕組み(産業医学の立場から)、過労死に至るパターン、過重労働・職業ストレス対策、過労死対策は社会全体を健康にすることについてPPTを利用してわかりやすく話していただきました。その後、両氏に対する質疑応答では、セントワークス社の成功の要因は?仕事へのよい影響を与えた具体的な経験は?残業代ゼロだと賃金が減少して困らないか?1社だけ残業を減らすと企業間競争に負けるのではないか?産業界と企業の連携は?等が出されました。最後には、地元福井の遺族からの訴えとして、①新任教員過労自殺で公務災害認定を得た遺族②営業社員長時間労働。パワハラ過労自殺で労災認定を得た遺族からなされました。

参加者としては、全体71名(ほか講師等6名、スタッフ8名)、内会社員等企業関係者が20名と急増し、アンケートでも「一人一人の意識もトップの意識も変えていかなければならない」「製造業における取組事例(ワークライフバランス・交代勤務)が聞いてみたい」「国の労働時間規制

をもっと進めるべき。36協定違反の取締等」「過労死対策は社会全体を健康にすることが大切」等出され、これまで弱かった企業の取り組みを前進させる第一歩となったのではないかと思います。

次年度以降も引き続き、パワーアップさせたシンポを実現させるべく、努力を続けるつもりです。

〔5〕愛知〕 大好評だった

岡田康子さんの講演

啓発シンポ愛知会場

弁護士 岩井羊一(愛知)

11月23日、名古屋市のウイル愛知の大会議室で、厚生労働省主催の過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。

「第一部 パワーハラスメントを防止するために」では、岡田康子さんに基調講演をしていただきました。岡田康子さんは、株式会社クオレ・シーキューブの会長。あの「パワー・ハラスメント」という言葉を提唱した方です。

講演でとくに興味深かったのは、パワーハラと指導の違い。パワーハラスメントは、自分の目的の達成(自分の思い通りにしたい)のために行われるのに対し、指導は、相手を尊重する、相手の成長を促すために行われるとのことでした。



基調講演をする岡田康子さん

解説と報告をする
岡村晴美弁護士



「第3部 過労死遺族の報告」では、娘さんを職場のパワーハラスメント

具体例の紹介では、私を含め会場の聴衆が『そうだ、そうだ。』と引き込まれるようなお話でした。パワーハラの加害者と言われる人と多く面談しお話しをしてきた経験により、リアルにパワーハラの実態を説明していただけたと思います。

「第2部 パワーハラスメントの相談の現状」では、連合愛知労働相談センター所長の坂平末弘さんと、NPO法人愛知健康センター代表理事の鈴木明男さんから、それぞれ労働相談の中で知った、日常のパワーハラスメントの例をいろいろ紹介いただきました。

自殺にいたらないまでも、日常的に多くの悩みをかかえ病気になっていくかたがっていることを改めて実感しました。悩んでいる人、困っている人、相談はいろんな場所があります。是非、色々探してみるといいと思います。

自死の直前の娘さんの様子は、本当になんといつてよいのかわからない、聞いていて、悲しい、辛いお話でした。

「第4部 職場のいじめはなぜ起こる？」では、このご遺族の裁判を担当している岡村晴美弁護士から、事件の解説とパワーハラ・モラハラの話をしていただきました。同弁護士からは、パワーハラ、モラハラは、(特にモラハラ)やいじめは加害者が被害者より優位に立ち、心を支配しコントロールするところに特徴があるという解説がありました。

最後に、閉会の挨拶を私にさせていただきました。

今回のシンポジウムは、企業で研修をする立場の方、労働相談をする立場の方、そして遺族の立場の方から、それぞれ貴重なお話を聞くことができました。過労死の問題として弁護士として接している部分は、そのほんの一部分なのだと思います。大変参考になりました。

岡田康子さんには、事前に東京まで行って面談したり、メールのやり取りをして、こちらからご遺族の発言の内容をお伝えして、シンポジウムの趣旨を説明した結果、趣旨にそった分かりやすいお話をしていただき、充実したシンポジウムとなりました。

〔⑥熊本〕震災復興とこころの健康・過労死を考 える

熊本シンポのご報告

弁護士 菅 一雄 (熊本)

熊本では、今年1月28日(土)に啓発シンポを行いました。昨年3月の自主シンポに続き、初の国主催のシンポとなります。熊本地震の影響による会場確保困難もあり1月開催となりました。シンポの内容も震災を意識したものとなりました。

シンポ冒頭では、熊本労働局労働基準部監督課課長の越智郁男氏のご挨拶されました。労働局が行った調査結果によれば、県内企業の労働環境も改善が必要とのことでした。

次に、熊本市の産業医の藤井 可先

生から「災害後のこころの健康に関するアンケート」と題してご講演いただきました。

熊本市は震災後に市職員の大規模なメンタルヘルス調査を行い、5千人の回答者の約半数が疲れを感じ、うつ状態やPTSDのハイリスク者も数%、数百人のオーダーにいることが判明しました。藤井先生は、震災後の自治体労働者が激務に加えて、住民から感謝されず感情的に無報酬であることを、ご自身の避難所勤務体験も交えてお話しくださいました。

熊本市は早期に調査を行い、組織トップレベルの防災対策本部会議で「交代で積極的に休む」コンセンサスを形成して指示を出すと同時に、ハイリスク者につき、その後、産業医による面談などのケアにもつなげており、機敏で先進的な取り組みと云えるでしょう。藤井先生は新進気鋭の医師ながら熊本市という大組織を動かして調査を推進されたわけですが、ご自身の医師としての哲学である「生



熊本シンポの会場の様子

命中心主義」から当然の行動だ、とおっしゃっていたのが印象的でした。

続いて、宮城の土井浩之弁護士から「東日本大震災の教訓を活かすために、復興過労死の防止」と題してご講演いただきました。

土井先生は、東日本大震災やその後の過労死について、自治体労働者、民間労働者の双方にわたって豊富なご経験をご紹介くださいました。そして、「復興」の名目で歯止めが効かなくなる危険性を指摘され、今後の対策が重要になること、自治体や会社のトップの姿勢も中間管理職の姿勢も大事であることなどを話されました。東日本の経験と教訓は熊本にとって非常に参考になる内容でした。

熊本市ではメンタルヘルス調査も行われましたが、震源地で被災の激しい自治体ほど日常業務に追われて調査どころではないという雰囲気もあるようです。藤井先生と土井先生のお話を広げることが大事と感じました。

シンポの参加者は40人でした。昨年の自主シンポからはだいぶ伸びましたが、非常にいい内容で参加者からも好評だっただけに、宣伝・集客は次回以降の課題として残りました。



講演する藤井可医師

〔7〕高知 高知の自主シンポ。ポジティブの報告

弁護士 谷協和仁（高知）

2017年1月21日（土）に高知共済会館において、「過労死防止シンポ」を開催しました。

主催は高知弁護士会貧困問題対策委員会の委員が中心となったシンポ実行委員会と高知弁護士会で、他に高知労働局・連合高知・高知県労連の後援をいただきました。

高知弁護士会では、貧困問題対策委員会が労働問題を担当しており、私が委員長をしておりますので、弁護士会執行部に「今年度は高知労働局はやる予定がないと言っているの、自主的にやりたい」と提案すると、「意義のあるシンポだから、後援」とかではなく、「主催」にすれば費用も負担できる」ということで、高知弁護士会も主催団体に入っていたいただきました。

内容は、高知労働局の国の取り組みの報告、過労死家族の会の方2名の報告、労働組合連合高知・高知県労連からの現場の実態や防止の取り組みの報告などで、それぞれのお立場からの取り組み・実態の紹介があり、充実したものとなりました。私の方からは、過労死弁護団として、電通の高橋まつりさんの事件を含め全国の労災・訴訟の現状について報告させていただきました。

弁護士会が主催することで、労働団体も、路線の違いを超えて安心して後援をし、ご報告いただけたのではないかと思います。

当日の参加者は、ほぼ一般市民の方ばかり約80名で、会場いっぱい盛況でした。昨年末に電通の高橋まつりさんの過労自殺の事件が大きく報道されていたので、一般市民の方の関心が高かったものと思われまます。参加者には、袈裟姿のお坊さんや、高知を旅行中に新聞でシンポの案内を見て参加したという人などもおられました。

なお、翌日このシンポの様子が地元の高知新聞等で報道されたことから、1週間ぐらいの間に、過労死・過労自殺ではないかという相談が、私のところに3件ほど寄せられました。うち2件はまだ20〜30代ぐらいの若い労働者の遺族の方でした。

まだまだ、埋もれている被害者がたくさんいるのではないかと痛感させられました。高知は中小零細企業が多く、労働条件改善のためになかなか声を挙げられない労働者ばかりです。引き続き過労死防止の地道な取り組みを進めたいと思います。

〔8〕香川 過労死防止啓発シンポジウム（香川県） の報告

弁護士 藤本隆英（香川）

1 平成29年3月6日午後6時30分から、高松市の香川県社会福祉総合センターの大会議室で開催されました。開催にあたっては、共催を香川産業保健総合支援センター、香川大学医学部公衆衛生学。後援を香川労働局、香川県、連合香川、香川県労働組合総連合、香川県医師会、香川県社会保険労務士会、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議からいただきました。

2 最初に、香川労働局の村野労働基準部長、香川県健康福祉部の星川参事が開会のあいさつを述べました。

3 続いて、基調講演として、過労死防止全国センター事務局長である岩城稜弁護士が『電通事件などに見る過労死の現状と防止のための課題』と題した講演を行いました。岩城弁護士は、過労死防止法が制定されるまでの経緯、実際には過労死がうかがわれても労災請求のされていない場合がほとんどであって、労災申請のハードルも極めて高くなっている現状の問題点を指摘しました。また、過労死・過労自殺の実際のケースを示しながら、過労死に至った原因について解説しました。最後に、岩城

弁護士は「命より大事な仕事はない。生きるための仕事であり、仕事のために生きるのではない。」と語りました。そんな正常な判断もできなくな

るまで、仕事によって追い込まれ、最後は仕事に殺される。弁護士として、過労死に至る前段階でストップをかけるために、（本件のような啓発以外に）どのような活動ができるのか考えるものがありました。

4 つぎに、東京過労死家族の会代表の中原のり子氏が『過労死防止法制定にかけた遺族の思い』が講演を行いました。同氏は夫の小児科医の中原利郎氏を過労自殺でなくしました。利郎氏の真面目な人柄、利郎氏が苛酷な労働時間の中で感情のコントロールができないような様子になり自殺に至ったこと、その後の勤務先病院側の対応などが語られました。

また、同氏の話の中で、「消費者も過剰なサービスを求めてはいけない」という言葉が印象的でした。外国に行くとき、日本のサービスのレベルが極めて高いことを実感します。しかし、これがサービス提供者側の労働時間の増加やストレスを生み出し、過労死につながっているのかもしれない。

5 つぎに、香川産業保健総合支援センターの矢野智宣医師から、『香川県の過労死、過重労働の現状と産業保健スタッフの取り組み』と題した

講演を行いました。支援センターの取り組みや、メンタルヘルスや労働衛生工学のスタッフによる相談対応について、解説いただきました。特に、長時間労働に加えて、ハラスメント等の過度のストレスが付加されると、過労死のリスクが極めて高くなることを指摘しました。まさに、高橋まつりさんのケースもハラスメントが重なったものです。

6 最後に、過労死で家族をなくされた遺族が、体験談を語りました。まず、過労死で夫をなくされた遺族は、夫が異常な労働環境に巻き込まれていく様子、家族が心配しても本人は仕事を辞められない、異常な環境から抜け出せなくなって過労死に至る状況を語りました。また、長男を過労自殺で亡くした遺族は、長男からの電話の発言・様子から異常な労働環境を感じたこと、自殺した後の会社側の対応、労災申請をする



香川シンポの会場の様子



主催者あいさつをする平尾智広
香川大学医学部教授

までの苦労について語りました。時間は各々10分でしたが、遺族の後悔、勤務先への怒りはあまりに切実なものでした。

シンポジウム後の懇親会にも、遺族の方々に来ていただき、四国で過労死遺族の会をつくる話を進めました。また、遺族の方と直接に話をして、連絡がとれなくなった長男のアパートに行くと、長男が自室で亡くなっていたときの状況、それを見たときの気持ちなどを伺いました。

7 今回のシンポジウムを踏まえ、労働者が過労死を生み出す危険な労働環境に巻き込まれたとき、弁護士に容易にアクセスしてもらい、(労働者や家族の生活維持を図りながらも)違法な労働環境からすぐに離脱させることが、今できる弁護士の仕事ではないかと考えました。

〔9〕福島 福島県相馬市で閣僚経験者を招いて過労死防止シンポジウム開催

弁護士 土井浩之(宮城)

平成29年4月16日、相馬市で過労死防止啓発シンポジウム(過労死を子どもたちの未来に引き継がない)を東北希望の会が開催しました。

これまで福島県では、過労死防止啓発シンポジウムが開催されていないというところで、東北を標榜する希望の会としては何とかしなくてはならないと思っていました。実際に、東北希望の会は、毎月例会を開催しているのですが、宮城県だけでなく、青森や岩手、栃木、そして福島から

も会員さんが長時間かけて例会に参加されています。

例会で、何とか福島で開催したいというお話をしたところ、相馬市在住のご遺族作田さんが名乗りをあげられ、相馬開催が決まりました。作田さんの大奮闘でシンポジウムを実行することができました。会場設定から宣伝から、相馬市に講演をしていただいたのも作田さんの力です。当日は130名の参加でしたが、作田さんが一人一人に声をかけた結果でした。

シンポジウムは東北希望の会の前川珠子代表のあいさつで始まりました。

作田さんの事件で、作田さんとわれわれ弁護団を結びつけたのは、元国務大臣の森まさこ参議院議員でした。なんと、その森まさこ議員にシンポジウムに駆け付け、過労死は根絶しなければならぬという力強いスピーチをしてくださいました。さすが閣僚経験者であり、弁護士でもある森議員のスピーチは迫力満点で、

会場を圧倒しました。過労死予防運動が新しいステージに上がっていることをあらためて実感しました。

その後福島労働局の監督課長様のお話がありました。課長様は、日曜日であるにもかかわらず、遠い福島市から相馬市に駆け付けていただき、シンポジウムの最後まで参加されました。東北希望の会一同そのことにも感動しました。

そして、作田さんの事件について、太田伸二弁護士が報告をして、作田さんの遺族としてのお話がありました。このお話も圧巻でした。言葉の選び方が素晴らしく、簡潔ながら大変わかりやすく、遺族の無念さが語られました。感情を抑える言葉の選び方が、かえってそのために聴衆の心にすうっと入り込んでくるという感じでした。

最後に、私、土井が「過労死のメカニズム、過労死は生きる仕組みで起きる」というお話をしました。東北希望の会の例会で、どんなお話をしようかと話し合ったのですが、最初の過労死防止シンポジウムであるので、基本的なお話をするべきだということになったためです。

国会議員の先生の対応でパニックになっていて気が回らなかったので



福島シンポの会場の様子

すが、複数の市議会議員、町議会議員の方々がいらっしやっていたようです。また、地元紙の記者さんも泊まり込みで取材をされていました。もちろん東北希望の会のメンバーも宮城だけでなく、岩手、青森、栃木、福島の郡山等各地から駆け付けました。作田さんの、「自分たちと同じ悲しみをほかの誰にも経験させたくない」という想いが、仲間を作り、そして、広く社会に広まっていることを感動をもって体験できたシンポジウムでした。作田さんや東北希望の会のメンバーに心より敬意を表して、最大の拍手とともにシンポジウムの報告とさせていただきます。

【特集 2】 過労死防止啓発授業

過労死防止の啓発授業 初年度は87回、6450人が授業に参加

過労死防止全国センター事務局長 岩城 穰

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、「過労死等の防止のためには、若い頃から労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることも重要」とされていることから、生徒・学生等に対して、労働問題や労働条件の改善等について理解を深めてもらえるよう、労働問題に関する有識者及び過労死のご遺族を講師として学校に派遣し、啓発授業を実施する事業が平成28（2016）年度から始まりました。

初年度の平成28（2016）年度は、年度途中の10月頃からの取組みとなりましたが、次年度以降につなげたいという思いで、過労死等防止対策全国センターとして可能な限りの協力を行いました。

その結果、約6か月間に、59校で87回（内訳は、高校38回、大学24回、中学22回、専門学校3回）の講義を行い、約6,450人の生徒たちが授業に参加しました。

授業は、半数近くの授業（40回）では過労死遺族と弁護士がペアになって行い、それが難しい場合には、予め製作した過労死遺族の体験談ビデオを上映した上で講師が講義を行うよう努めました。

地域的な内訳は、北海道12回、東北1回、関東24回、中部14回、関西34回、四国1回、九州1回でまだまだ全国的に普及しているとはいえ、また、講師層も十分に広がっているとはいえない状況にあります。

平成29年度は200回が目標とされており、取り組みの飛躍的な広がりが期待されます。

厚生省の「ワークルールのモデル授業案」に「過労死の授業」が加わりました

全国過労死を考える家族の会

代表世話人 寺西笑子

平成29年4月25日、厚生労働省（労働基準局労働条件政策課）は平成28年度の「労働法教育に関する調査研究等事業」として、『はたらく』へのトビラくワークルール20のモデル授業案の冊子を作成し、全国の高等学校等に送付しました。この冊子は、第1章から第8章まで184頁仕立てになっています。

『はたらく』へのトビラくワークルール20のモデル授業案

第1章 本資料の特長と使い方

第2章 若者への労働法や制度（ワークルール）に関する教育の必要性

第3章 モデル授業案

第4章 モデル授業案に関する補足的説明

第5章 学校・教員と外部人材との協働について

第6章 「相談」についての補足的説明

第7章 学校での発展的学習や家庭等での個別学習等に役立つ厚生労働省作成のオンライン教材等について

第8章 教材研究等に役立つ資料・データ

『はたらく』へのトビラ
～ワークルール20のモデル授業案～ (表紙)



第3章では、「モデル授業案1」から「モデル授業案20」までが紹介されていますが、このうち「モデル授業20 過労死の授業」悲しむ人を無くすために〜」が、今回新たに加わりました。

厚生労働省では、これまでも全国の高校生等向けに労働法やワークルールについて資料等を作成してきましたが、平成29年度はさらに労働法等についての授業がいくつか充実して行われるよう、このテーマが取り上げられました。

授業の「ねらい」は、過労死の現状と過労死はあってはならないことを理解させつつ、社会に生きる人間としてどうすればよいかについて探究させる、というものです。このプ

死をした過程、どのように働いて欲しかったか、遺族の思い、学生さんへのメッセージなどを7分程度に収めたU30資料を作成しました。また、マー君の作文「命こそ宝」も掲載されました。作者とご家族からご承諾を得られましたので授業での使用が可能になりました。

「授業の概要」は、①導入とテーマの提示・生徒への問いかけ ②ご遺族の話の伺う(読む、又は動画) ③ケーススタディ ④説明・社会問題としての学習 ⑤探究とまとめ、振り返り」とされ、「協働する外部人材等」として「〇労働法と制度に詳しい者 〇過労死された方のご遺族等」が挙げられ、以下の文章が明記されています。

ログラム案は過労死等防止対策推進室が作成し、当方へ動画撮影の協力依頼がありました。夫の勤務状況と過労

「厚生労働省では高等学校の生徒等に対して、過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう、労働問題に精通した弁護士等の有識者及び過労死のご遺族等を講師として派遣する事業(過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業)を実施しておりますので、ご遺族等の関係者を授業に招聘したい場合は、当該事業をご利用ください。

連絡先等の詳細は次のURLをご参照ください。【過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業について】
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000151985.html>

続いて「授業の流れ」(目安)が紹介され、参考資料として、「過労死とは、「過労死に関する基礎データ」、「働いていて過労死等に至ったケース」(4例・実際の例)、そして「命こそ宝」が掲載されています。

このように、昨年から私たちが取り組んでいる講師派遣事業は、今年度から厚生労働省の「労働法教育に関する調査研究等事業」の冊子の中に資料付きで紹介され、全国の教育委員会を通じて公立高校等へ送付されました。各都道府県教育委員会等に対しても利用促進の協力依頼が行われるとともに、厚生労働省の労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」に資料が掲載されています。
<http://www.check-roundou.mhlw.go.jp/>

▶ 過労死された方のご遺族からのメッセージ
(例えばモデル授業案20等でご利用ください)



(7:13)

若い人たちが学生のうちから過労死遺族の話聞いて過労死問題に理解を深め、イザというときにブラックバイトやブラック企業から身を守ってほしいと思います。今年度「労働法教育に関する調査研究等事業」の資料冊子による過労死防止啓発授業が本格的に始まることで、私たちの果たす役割はますます大きくなって行きそうです。厚生労働省内部の取り組みで過労死防止啓発授業の発展に期待しています。

「講師経験者の感想・報告①」一人でも多くの学生に伝えたい

過労精神疾患当事者 木谷晋輔（東京）

平成28年度より過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業として、労働問題に関する有識者及び過労死の遺族を講師として学校に派遣し、学生へ向けて啓発授業を行う取り組みが始まりました。私は遺族ではありませんが、同期同僚で同じ部、同じ課に配属され、プライベートでも親しくしていた友人を過労死で亡くしたという経験をしています。また、自分自身、過重な労働から精神障害を発病した過労疾病の当事者でもあります。そうした経緯から、遺族の講師として派遣されています。私からの授業では「ワークルールを学ぶ意義」を主題に行っています。友人と自身の事例を通して、いかに人は追い込まれてしまうと当たり前の判断が当たり前にできなくなってしまうのか、そうなるってしまわないためにはどういったことが大切なのか、また、自分自身を大切にしたいという話、ワークルールを学ぶことがどういったことに役立つのか、といった話をしています。

よく、学校側からは「学生が働く

ことが怖くなってしまわないか心配」という意見がみられます。そのあたりにはなるべく留意はして、追い込まれてしまう心理に偏りすぎてしまうことなく、後段部分の、そうならないためにどうしていくことが大切であるのかを強調することを意識しています。これは啓発事業として赴いた学校ではないのですが、ある大卒の計400名規模の授業でお話をさせていただいた際のリアクションペーパーを拝読させていただいたところ、たしかに「怖いと思った」という感想もあったのですが、そうしたものは10名程度でごく少数で、むしろ「過労死は他人事だと思っていたが身近な問題として捉えていき



授業をする木谷さん

たい」だとか、「ワークルールを社会に出る前に学んでいきたいと思った」といった感想が大半を占めていたもので、概ねうまくいっているのではないかと考えています。

学生たちのそうした反応をみると、この啓発事業の意義というのはとても大きいと思うのですが、一方、いかに多くの学生たちにこの授業を受けてもらうか、といった点に課題を感じています。昨年度、ある大学で全校的に呼びかけをしていただいたが、お招きいただいた事がありませんが、その際には20名程度しか集まりませんでした。授業を受けてみるとその有意義さを感じるものの、受けるまでは他人事のように感じていた学生が多いというのが実情ではないかと思えます。また、ワークルールを学ぶ場も不足していると感じていますが、法学部の労働法といったレベルではなく、一般教養的なレベルで学ぶ場の充実の必要性を感じます。

「講師経験者の感想・報告②」中学・高校での出張授業を経験して

弁護士 山下敏雅（東京）

2017年2月、海城学園中学校の連続講座「生きること、働くこと、考えること」ゲストを交えて拓き合う」のうちの「日本社会と過労死の現在一働くことの意味」と、正則高校2年生の選択科目「生活文化と環境」のうちの「過労死・過労自殺」の出張授業を実施しました。前者の開城学園中学校への出張授業は、共同通信の取材が入り、日経新聞や各地方紙に取り上げていただきました。

私は児童虐待等子どもの事件を多く担当していることもあって、子ども達に「授業」をする場がこれまでも多くありました。中学校にいじめ予防の出張授業に出かけたり、定時制高校の生徒全員に性と人権について話をしたり、弁護士会館に社会科学見学に来る子ども達へのボランティア講師を務めたりしています。しかし他方で、過労死・過労自殺については、大人たち向けの講演会・研究会でお話しする機会は多くあっても、子ども達にきちんと「授業」をする

ことは、これまでありませんでした。過労死対策推進法が成立し、過労死・過労自殺について子ども達にきちんと授業で伝えられることを、とても感慨深く思うと同時に、はたして子ども達がどんな反応を示すだろうか、と、若干心配でもありました。

ところが、授業での子ども達の反応を見て、その心配は全くなくなり、むしろこういった授業をさらに一層広めていくことが大切だと実感しました。

中学校では、「自分の親の働き方が過労死基準をオーバーしている」「過労死が具体的にどういうふうに起きるのかを初めて知った、特に自殺について誤解していた」という生徒たちからの意見に対し、参加した先生たちも自身の労働状況をベースに意見を出し合い、一緒にこの社会のあり方を考えていこうという場になりました。就職選択についてより具体的な意識を持つようになる高校生たちからは、「ブラック企業をどのように見分ければよいか」という質問や、私自身に対して「なぜ弁護士になろうと思ったのか」という質問も出されました。社会を学ぶ連続講座の中の他の講義と有機的に結びつけ、「子どもの貧困と大人の過労死が繋がっている」との鋭い意見を述べた

生徒もいました。

弁護士として、不幸にして生じた過労死・過労自殺の事後的な補償の問題に取り組むことと並行して、このように、将来を担う若い生徒たちと共に過労死・過労自殺事件を共有し、その予防に向けて取り組めるのは、とても大事だと思っています。今10代の生徒たちが将来働き始める頃にはこの社会から過労死がなくなっているようにしたい、その思いで、これからもご遺族や過労死弁護団の皆さんと共に尽力していきたいと思っています。

「講師経験者の感想・報告③」 過労死防止授業の講師を担当して

弁護士 中川匡亮（愛知）

過労死防止・労働条件に関する啓発授業の実施を受け、私も講師の1人として、愛知県内の中学校2校にて、授業を行いました。

授業の内容としては、過労死遺族のDVD上映、過労死問題とその対策、過労死防止の一環としてのワークルールの3本立てでお話をしました。

過労死問題については、「そもそも過労死とは何か?」という根本的なところから始めました。過労死の最も顕著な例として、記憶に新しい平成27年の電通事件や、同じく電通が引き起こした平成3年最判の事例を紹介しました。過労死の要因は、様々なものがありますが、時間の限られた授業の中だったので、「長時間労働」に最も力点を置いて説明しました。

いわゆる過労死ラインについてイメージをもってもらうためには、時間外労働80時間、100時間という説明よりも、「毎日午後10時まで残業、土日は休日」といった具体例の方が分かりやすいと思いました。

授業の中では、「脳・心臓疾患」による過労死と「精神障害による過労自殺」とを分けて説明しましたが、振り返って考えると、こうした厳密な説明よりも、「過労による自殺も過労死に含まれます。」と一言述べられるように留めた方が、生徒の集中力を持続させられるように思いました。

ワークルールの解説では、クイズ形式で、「労働時間」、「残業」、「有給休暇」、「休憩」、「セクハラ・パワハラ」、「解雇・退職」、「労働組合」などについて、基本的なことを説明しました。もともと、実際には、時間の制約の関係で、予定していたクイズはほとんど実施することができず、解説のみ急ぎ足で行うことになってしまいました。

ワークルールの中には、過労死と直接結び付かないものもあります。しかし、過労死の原因の一つには、ワークルールの知らないため、会社の指示を違法だと気付かず、そのまま受け入れてしまうという点があります。そのような視点から、ワークルール習得の重要性を強調しました。

授業の最後には、仕事での悩みは、とにかく身近な人に相談しようと思えませんでした。

ある授業の終了後、生徒が「大人になりたくなくなつた。」と漏らしていたのが大変印象的でした。あまり夢を奪うようなことばかり話してはいけません、過労死の問題を身近に感じてもらうこともまた重要であり、理想的な授業の仕方については、まだ模索中です。

生徒の皆様は、私の拙い話を懸命に聞いてくれました。今後、授業を担わせて頂く機会があれば、より焦点を絞った授業を心がけたいと思います。

「講師経験者の感想・報告④」 過労死遺族として 啓発授業に出向いて

大阪過労死を考える家族の会 小池江利

私は、大阪府立和泉総合高等学校と藤井寺工科高等学校2校に岩城弁護士と出向き、定時制最終学年の啓発授業を行いました。

2校とも、担当の先生のお話によると、定時制高校ということもあり、多くの生徒は、昼間はアルバイトをし、卒業後も就職者が大部分で、働くことを身近に感じている生徒が多いようでした。授業は、私の発言の後に、岩城弁護士が法律的な事柄を詳しく話してくださいました。私は、持ち時間の中で、『夫の働き方となぜ夫は過労死しなければならなかったのか、防ぐ手立てはなかったのか』『労働への知識が皆無であった私が突然、過労死遺族になり、どのように考え



授業をする小池さん

てきたのか』を話しました。

和泉総合高等学校の授業は、私は初めての啓発授業で緊張しましたが、熱心に聞いてくれた生徒たちのまなざしに励まされ無事終えることが出来ました。

藤井寺工科高等学校では、「大阪過労死を考える家族の会から来ました。過労死の遺族です。」と話す時、急に教室が静かになり、「えー！過労死遺族なんや」と驚いたような声が聞こえてきました。現在は、報道で過労死について取り上げることが多くなってきたようですが、やはり身近な存在ではないのが現実なのかもしれないと感じました。

たとえ今は、生徒たちには過労死は身近な存在と考えられなくても、父母や兄弟たちの働き方、同僚や部下、友人の働き方に疑問を感じた時には、この啓発授業を思い出し、大切な人の過労死を防いでもらいたいと思いを込めて話しました。もちろん、自身の働き方についてもしっかりとした知識を習得することを期待しました。

何十年も前から社会問題であった過労死が減少しないのは、日本人特有の働き方への考え方が一因であると言われています。意識を変えるには教育の場である学校や家庭の役割は重要です。過労死等防止対策推進法の一環として、学校での啓発授業が実施されるとお聞きした時は、これは過労死防止への大きな前進に繋がらるであろうと希望を抱きました。

私は、夫を過労死で亡くした後、労災認定、民事裁判も勝利和解を得ましたが、元の生活に戻ることはできず、夫が帰ってくることもありません。大きな喪失感の中で、『せめて夫の死を無駄にしたいくない』という気持ちを大切にしていきたいと考えています。そんな私に、啓発授業での遺族発言の貴重な機会をいただいたことに感謝し、今後も遺族の思いを伝えていきたいと思いました。

〔講師経験者の感想・報告⑤〕 過労死等防止啓発 授業で感じたこと

大阪過労死を考える家族の会 西岡佳恵

10年前に突然訪れた主人の死をひた隠しにして過ごしてきた時期もありましたが、過労死問題が自身の家族に起こった悲劇だけで済まされないと感じるようになり、過労死遺族として私に出来ること、それは自身に起こった体験を伝えていくことではないかと考えました。

昨年度は二校を訪問させて頂きました。大阪電気通信大学高等学校の教諭対象の授業では、主人が過労死に至った経緯、そして主人を亡くした後の私と娘の苦悩をお話させて頂きました。生計の為に働くうちに健康を脅かす生活を招くことがあつてはならない。先生方にも職場の働かせ方・働き方により過労死が誰にでも起こり得る他人事ではないということを知って頂きたいと伝えました。

また、同志社中学校の生徒・保護者対象の授業では思春期の時期に父親を亡くした当時の娘の姿が重なり、母親としての視点を意識してメッセージを伝えました。体験談を話す

にあたり中学生対象ということ言葉を選びましたが、熱心に聴き入ってくださる生徒のみなさんに、将来の夢を抱くこと・自身の命の大切さを知ること・身を守る為に自身の意思を明確に表現できる人であつて欲しいと伝えました。

参加者との対話形式のディスカッションでは学校の授業で学んだ過労死問題より感じた疑問点について質問が提起されました。古川弁護士より訴訟の問題や労働者が過労死を引き起こす要因について分かりやすく説明を受け、働き方によっては心身に疾患が表れることを知って頂けたと思います。

私に対する質問は、過労死に至るまでに直面した出来事についての家族の対応や労災申請や訴訟について感じたことを尋ねられました。

参加者の感想からは過労死を身近な問題と感じ、家族の働く様子を知りたいと思った、そして自身を含め病に至らないために知識を深めていきたいという生徒や社会は長時間労働者が暮らしを支えていてその労働

者が実は苦しい思いをしていることに感謝ではなくあつてはいけないことだと気付いた、過労死の実態があつたからこの先の社会が変わるきっかけになつたと感じた等、遺族の想いを受け止めて頂けた様子に胸が詰まる思いになりました。参加者の方々が話を聴いて感じ取ってくださつた個々の思いが今後の過労死防止に繋がると願っています。

過労死等啓発授業で遺族の想いを知って頂くことで未来ある子どもたちの過労死等防止に繋がるのであれば、みなさんの心に留めて頂けるように活動を続けていきたいと考えています。授業を通じて改めて主人の死と向き合うことができたことは自身にとっても良い機会となりました。

編集後記

前号(1月16日付け)の発行から、ちょうど半年が過ぎました。この間、未開催だった5県での自主シンポの成功、高校等での啓発授業の広がり、過労死防止学会の大会、神奈川県家族の会の結成など、私たちの取り組みが大きく前進した一方で、政府主導の「働き方実行計画」の発表と、これを踏まえた労基法改正の動きが加速しています。

7月16日の過労死防止全国センターの総会に合わせて、これらの動きや各地の取り組みをお伝えしようと本号を発行することにしたので、準備に取りかかるのが遅かったため、執筆者の皆様には大変ご負担をおかけしました。

また、今回は、前号で編集を担当していたいただいた清水亮宏弁護士が時間が取れず、実行委員会時代から長年お世話になってきた石川千尋さんが、再び編集を担当してくださいました。

お陰さまで、何とか目的を達成することができたのではないかと思います。全国各地でこのニュースが活用されることを願います。

(岩城 穰)

【資料】過労死等防止対策推進シンポジウム開催実績一覧

《平成29年3月30日現在》

月	日	曜	開催地	開始時間	参加者 目標数	参加人数			講演者 人数	スタッフ 人数	事前申込者参加状況			
						合計	事前申込	当日参加			申込数	参加数	差	参加率
11	1	火	神奈川	13時00分	150	170	133	37	8	7	168	133	▲ 35	79.17%
	5	土	茨城	13時30分	80	84	63	21	5	7	90	63	▲ 27	70.00%
			愛媛	14時00分	80	54	21	33	6	4	22	21	▲ 1	95.45%
	7	月	栃木	13時30分	80	59	36	23	7	5	49	36	▲ 13	73.47%
	8	火	岩手	18時30分	80	65	38	27	3	6	49	38	▲ 11	77.55%
	9	水	東京	13時00分	300	448	403	45	7	10	434	403	▲ 31	92.86%
	10	木	奈良	13時30分	80	48	22	26	7	8	31	22	▲ 9	70.97%
	11	金	大阪	14時00分	250	486	461	25	11	14	559	461	▲ 98	82.47%
	12	土	山形	15時00分	80	34	18	16	4	9	18	18	0	100.00%
			新潟	13時30分	80	54	20	34	5	5	29	20	▲ 9	68.97%
			岐阜	13時30分	80	66	21	45	7	4	23	21	▲ 2	91.30%
			島根	13時00分	100	152	127	25	6	8	155	127	▲ 28	81.94%
			岡山	13時30分	100	57	35	22	3	8	48	35	▲ 13	72.92%
			徳島	13時30分	80	58	23	35	6	8	28	23	▲ 5	82.14%
	16	水	京都	18時30分	150	103	79	24	7	7	108	79	▲ 29	73.15%
	17	木	三重	18時00分	80	66	30	36	7	6	37	30	▲ 7	81.08%
	18	金	東京	17時00分	100	88	62	26	6	5	108	62	▲ 46	57.41%
			静岡	18時00分	80	116	91	25	5	7	107	91	▲ 16	85.05%
	19	土	青森	14時00分	80	69	17	52	5	3	25	17	▲ 8	68.00%
			群馬	13時30分	80	69	43	26	3	6	48	43	▲ 5	89.58%
			富山	13時30分	80	32	23	9	3	8	29	23	▲ 6	79.31%
			山口	10時00分	80	122	73	49	5	6	90	73	▲ 17	81.11%
	22	火	兵庫	14時00分	200	360	316	44	10	15	352	316	▲ 36	89.77%
			滋賀	18時30分	80	39	21	18	5	7	31	21	▲ 10	67.74%
			大分	13時30分	100	124	50	74	10	6	62	50	▲ 12	80.65%
	23	水	北海道	14時00分	150	123	69	54	6	6	94	69	▲ 25	73.40%
			愛知	13時30分	200	231	195	36	7	10	230	195	▲ 35	84.78%
			長崎	14時00分	80	98	34	64	5	6	42	34	▲ 8	80.95%
	24	木	石川	18時30分	100	64	39	25	3	7	50	39	▲ 11	78.00%
	25	金	秋田	14時30分	80	56	18	38	3	3	26	18	▲ 8	69.23%
広島			18時30分	100	89	57	32	5	6	69	57	▲ 12	82.61%	
26	土	宮城	14時00分	150	113	51	62	9	8	76	51	▲ 25	67.11%	
		長野	13時30分	80	85	59	26	3	6	65	59	▲ 6	90.77%	
		佐賀	14時00分	80	68	24	44	5	4	31	24	▲ 7	77.42%	
		宮崎	14時00分	100	99	11	88	12	6	15	11	▲ 4	73.33%	
27	日	福井	13時30分	80	71	38	33	6	8	41	38	▲ 3	92.68%	
		山梨	13時30分	80	58	32	26	7	4	46	32	▲ 14	69.57%	
28	月	埼玉	14時00分	200	250	205	45	5	7	280	205	▲ 75	73.21%	
30	水	鳥取	13時30分	80	51	36	15	2	4	39	36	▲ 3	92.31%	
12	3	土	千葉	13時30分	150	127	101	26	5	6	153	101	▲ 52	66.01%
			福岡	13時00分	100	82	52	30	5	5	57	52	▲ 5	91.23%
	9	金	和歌山	18時30分	100	74	50	24	7	8	56	50	▲ 6	89.29%
1	28	土	熊本	13時30分	80	40	21	19	3	5	25	21	▲ 4	84.00%
合 計					4,720	4,802	3,318	1,484	249	288	4,095	3,318	▲ 777	81.03%